

大洲市市道認定基準

- 1 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づく市道認定について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 市道認定の対象道路は、次の各号の一に該当するものとする。
 - (1) 市の道路事業で施行する道路
 - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）その他法令により築造された道路で、道路管理者と認定に関し協議済のもの
 - (3) 国道又は県道の路線変更等に伴い旧道となった区間で、市道として存続する必要のある道路
 - (4) その他一般交通の用に供されている道路
- 3 市道に認定する道路は、道路交通の流れに適合しその機能を十分に果たし得るもので、次の各号の一に該当するものとする。
 - (1) 路線が系統的で、起終点がそれぞれ国道、県道又は市道のいずれかに連絡しているもの
 - (2) 公共施設又は公益施設に通じる道路で、国道、県道又は市道のいずれかに連絡しているもの
 - (3) 起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続している循環状道路
 - (4) 起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続し、他端部に自動車の回転可能な場所が設けられている袋路状道路（大洲市開発許可及び道路位置指定に該当する道路は、その起終点の区間に在る家屋が概ね5割以上連たんしているもの）
- 4 市道に認定する道路の規格、構造の要件及び敷地については、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。ただし、第2項第3号の道路について、やむを得ないと認めた場合には、第1号及び第2号の規定の適用については、この限りでない。
 - (1) 道路幅員（法敷等を除く）が4メートル以上であるもの
 - (2) 道路の交差箇所の両側に、原則として道路の幅員に応じた隅切りを有するもの
 - (3) 路面が良好で、民地との境界が明確であり、維持管理に支障を生じるおそれ

のないもの

- (4) 道路の敷地及び構造物を無償提供（敷地については、所有者において分筆する。）できるもの
- 5 前4項の規定にかかわらず交通事情及び公益的見地から特に市長が必要と認める道路については、市道に認定することができる。
- 6 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。